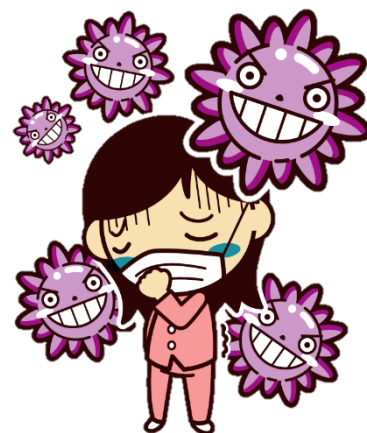


インフルエンザ対応マニュアル

《 日頃、注意しておくこと 》



- うがい、手洗い、手拭きの指導に心掛ける
- 手をきれい拭いてからアルコールを拭きかけ、
しっかりと揉み込む
- 日頃、栄養のある食事を摂り、早寝早起きを心掛けることと流行時には人込み
の中に行かないよう家庭にも連絡をする



インフルエンザ出席停止期間について

平成24年4月から、文部科学省は学校保健安全法におけるインフルエンザ出席停止期間について、
"解熱した後2日間"としていた旧基準を下記のように変更しました。

"発症後5日を経過し、かつ解熱後2日間までは出席を停止とする"。
さらに、"幼児については発症後5日を経過し、かつ解熱後3日間"と変更しました。

注意事項

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

"解熱した後3日を経過するまで"の場合、
例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、
火曜(1日)、水曜(2日)、木曜(3日)の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります。

"発症した後5日"の場合

"発熱の症状が現れた翌日から5日間"を意味します。
(日数を数える際は、発症した日(発熱が始まった日)は含まず、翌日を第1日と数えます。)

以下の図は小学生以上の場合で解熱後2日間までは出席を停止の場合です
幼児の場合は解熱後3日間と1日長くなります。